



平生町お知らせ版

令和8年（2026年）3月27日

目次

P1	令和8年度交通災害共済に加入されましたか	総務課 地域安全班
P2	春の全国交通安全運動が実施されます 通学路交通安全キャンペーンを実施します	総務課 地域安全班
P3	自転車の交通違反に「青切符」が導入されます	総務課 地域安全班
P4-P5	令和8年度の国民健康保険・後期高齢者医療保険被 保険者の人間ドックについて	健康保険課 保険年金班
P6	令和8年度 平生町外出サポート助成券を交付し ます	町民福祉課 地域福祉班
P7	介護用品を支給します	健康保険課 介護保険班
P8	あんま・はり等施術券を交付します	健康保険課 介護保険班
P9	クロルピリホスを含む農薬の回収について	産業課 農林水産班
P10	こども誰でも通園制度を実施します	町民福祉課 こども班

令和8年度交通災害共済に加入されましたか

総務課 地域安全班

万が一の事故にそなえて、家族みんなで交通災害共済に加入しましょう。

4月1日以降に加入した場合、共済期間は申込日の翌日から令和9年3月31日までです。

◆掛金 500円

◆見舞金支給の対象となる交通事故

日本国内で、自動車・電車・自動車・自動二輪車・原動機付自転車・自転車（小児用の三輪車・乳母車等の子供用遊具は除く）等の交通乗用具運行中に事故が起こり、歩行者または乗車（乗船・搭乗）中の者がケガをしたり、死亡したりした場合。

※自損行為による事故は、対象とならない場合があります。

◆申込方法

町役場1階の出納室および佐賀出張所に申込書を用意しておりますので、必要事項をご記入のうえ、掛金を添えてお申し込みください。なお、申込書をお持ちの場合は、中国5県内の郵便局・簡易郵便局・ゆうちょ銀行・山口銀行の各支店・JA（山口県農協）でもお申し込みができます。

◆問合せ先 町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

回
覧

春の全国交通安全運動が実施されます

総務課 地域安全班

春季は、新入学後の子どもたちの不慣れな登下校、初心運転者による車両の運転、入社や転勤等に伴う生活拠点の移動などから、交通事故の多発が懸念されます。この運動は、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通安全意識の改善・向上および交通事故の防止を図るものです。

◆運動期間

4月6日（月）～15日（水）

◆重点目標

- ・ 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ・ 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ・ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- ・ 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組みの推進

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

通学路交通安全キャンペーンを実施します

総務課 地域安全班

朝の通勤時間帯には交通量が増えるため、通学中の児童・生徒の安全確保が必要となります。そのため、町では、交通安全意識の向上と事故の防止を目的として、次のとおりキャンペーンを実施します。

◆日時

4月10日（金）7:30～8:00

◆場所

平生中学校正門前

◆内容

中学校生徒・地域住民・警察関係者・町職員がのぼりをもって正門前で交通指導を行い、ドライバーにスピードダウンを促します。

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

自転車の交通違反に「青切符」が導入されます

総務課 地域安全班

道路交通法の改正により、自転車の交通違反が「交通反則通告制度」（通称：青切符）の対象になります。詳細につきましては、警察庁 HP に掲載されている「自転車ルールブック」をご覧ください。通勤や通学などで自転車を利用される方は、今一度交通ルールを確認し、交通違反・交通事故の防止に努めましょう。

◆交通反則通告制度

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めることで、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が終結される制度のこと

◆施行日

4月1日（水）

◆対象年齢

16歳以上

◆反則金の例

- 並進（3,000円）
- 一時不停止、ブレーキ不良（5,000円）
- 信号無視、車道の右側通行（6,000円）
- ながらスマホ（12,000円）

※上に挙げているのはあくまで一例です。

※酒酔い運転などの悪質な違反は、刑事処分の対象となり、「赤切符」等で処理されます。

令和 8 年度の国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者の人間ドックについて

健康保険課 保険年金班

町では、国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者を対象に、病気の早期発見・早期治療を目的とした半日人間ドックを実施します。

令和 8 年度分の申込予約を次のとおり受け付けますので、この機会に健康状態をチェックし、毎日を元気で健やかに過ごせるよう、ぜひご利用ください。

人間ドックの実施日は、4月1日から令和9年3月31日までの間（土・日曜日、祝日は除く）で、自己負担額は費用額の3割です。

◆対象者（受診日に次のいずれかに該当する人）

- 30歳以上の平生町国民健康保険の被保険者で、保険税の滞納がなく、令和8年度中に国民健康保険特定健康診査（特定健診）を受診する予定のない人
- 町内の山口県後期高齢者医療制度の被保険者で、保険料の滞納がなく、令和8年度中に後期高齢者医療制度の健康診査を受診する予定のない人

◆申込手順

① 必ず、ご自身で下記の実施医療機関に電話で受診日等を予約してください。

※婦人科（乳がん・子宮がん）の検査をご希望の場合は、併せてお伝えください。

光中央病院では、子宮がんの検査は光市内の他の医療機関での実施になります。また、他の検査と別日での実施になる場合もあります。

② 資格確認書、またはマイナンバーカードをお持ちの上、町役場健康保険課または佐賀出張所の窓口でお申し込みください。（来庁時に受診時に必要な利用券などをお渡しします。）

※特定健診または健康診査の受診券（5月頃送付予定）が届いている場合は、受診券もお持ちください。

※申込時に予約内容の確認のため、町役場職員が下記の実施医療機関に電話しますので、午前8時30分以降で、下記の予約受付時間内にご来庁ください。予約受付時間外の際は、再度ご来庁をお願いする場合があります。

◆各医療機関予約先・自己負担額(税込)

実施医療機関(予約受付時間)	自己負担額（費用額の3割）	
	基本検査	追加検査
周東総合病院 0820-22-3456 (10:00~16:00)	12,144円 (胃内視鏡またはX線)	乳がん : 1,452円 子宮がん : 660円
大和総合病院 0820-48-2111 (13:00~16:30)	12,210円 (胃内視鏡またはX線)	乳がん : 1,854円 子宮がん : 1,980円
光中央病院 ※(木)は午前のみ 0833-72-3939 または 0120-012-286 (8:15~12:00、13:00~15:00)	13,860円 (胃内視鏡) 12,540円 (X線)	子宮がん : 1,254円 ※光市内の他医療機関で実施 ※乳がん検査なし

※予約枠が埋まり次第終了となります。特に、周東総合病院は例年早い時期に予約枠が埋まりますので、お早めに予約してください。

◆受付期限

12月28日(月)

◆検査項目

- (1) 身体測定(血圧・身長・体重・腹囲等)
- (2) 尿検査
- (3) 血液検査
- (4) 心電図検査
- (5) 検便(潜血反応)
- (6) 眼底検査
- (7) 聴力検査
- (8) 超音波検査(腹部)
- (9) 胸部X線検査
- (10) 胃・十二指腸部X線検査または胃内視鏡検査
- (11) 婦人科(乳がん・子宮がん) ※希望者のみ

※自己負担額は検査当日に病院へ直接お支払いください。ただし、検査項目(1)から(11)以外の検査を行う場合は、別途実費となります。

◆その他

5月ごろに特定健診または健康診査の受診券を送付する予定です。

人間ドックを利用しない場合は、こちらの健診の積極的な受診をお願いします。

◆問合せ先

町役場健康保険課 保険年金班 (TEL:56-7115)

令和 8 年度 平生町外出サポート助成券を交付します

※現在お持ちの助成券の有効期限は、令和 8 年 3 月 31 日までです

町民福祉課 地域福祉班

町では、心身に障がいのある人や高齢者に対して、タクシー・バス料金の一部を助成しています。令和 8 年度外出サポート助成券の交付をご希望の方は、お申し込みください。

◆利用できる人

同居している家族全員が運転免許を所有しておらず、かつ次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳 1 級～3 級所持者
- ・療育手帳 A・B 所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級所持者
- ・要介護認定または要支援認定を受けている人
- ・75 歳以上の高齢者

※同居の家族が運転免許証を所有しているが、就労等により日中不在となるため移動支援が受けられない人も交付されます。(地区担当民生委員の現況調査が必要となります)

※長期間の入院、入所をしている人は、対象となりません。

◆受付開始日

3 月 30 日 (月) から

◆受付場所

町役場町民福祉課、健康保険課または佐賀出張所

◆1 年間あたりの基本交付枚数 (1 人)

400 円券 32 枚と 100 円券 32 枚

◆申請時に必要なもの

交付対象者であることを証明するもの (障害者手帳、介護保険証、資格確認証等)

◆注意事項

- ・偽りその他不正な手段により助成を受けた場合、交付を取消し助成金を返還いただくことになります。
- ・助成券を紛失されても、再発行はできません。

◆問合せ先

町役場町民福祉課 地域福祉班 (TEL: 56-7113)

介護用品を支給します

健康保険課 介護保険班

町では、在宅の重度要介護者を介護する家族を支援するため、介護用品（紙おむつおよび尿取りパッド）を支給します。介護用品の支給を希望する人は、次の「支給対象者」の条件にすべて該当するかを確認の上、申請してください。

◆支給対象者

次のすべてに該当する人を自宅（在宅）で介護している町内居住の家族

- ①平生町にお住まいの人
- ②要介護4または5の人、もしくは要介護3でねたきり度または認知症にかかる介護の度合いが一定基準以上の人
- ③紙おむつおよび尿取りパッドが必要な状態にある人

※②、③については、一定の要件がありますので、詳細についてはお問合せください。

※介護している人（家族）が申請してください。

※特別養護老人ホームや介護医療院、老人保健施設、グループホーム、サービス付高齢者住宅などの施設に入居している人、入院している人は対象になりません。

◆支給品目

紙おむつおよび尿取りパッド

◆支給方法

次の支給額の範囲における現物支給

要介護度	1カ月の支給上限（配達料を含む）
要介護3	4,900円分
要介護4または5	6,550円分

※毎月1回、指定業者による該当者（介護用品を使用する人）もしくはその家族の自宅（町内）への宅配

◆受付期間

健康保険課にて随時申請可能ですが、申請日翌月からの支給となります。

◆問合せ先

町役場健康保険課 介護保険班（TEL：56-7115）

あんま・はり等施術券を交付します

健康保険課 介護保険班

あんま・はり等施術券の令和8年度分の利用申請受付を開始します。利用を希望する人はお申し込みください。

◆助成対象者

町内に住所を有する満70歳以上の人

◆助成内容

20枚綴の施術券を、年2回を上限として交付します。

※1回の施術につき、あんま券1枚が利用できます。

あん摩術、マッサージ術、指圧術、はり術およびきゅう術のうち

- 1術のみの場合1回につき700円
- 2術以上の場合1回につき800円

◆受付開始日

4月1日（水）から

◆受付場所

町役場健康保険課または佐賀出張所

◆申請時に必要なもの

交付対象者であることを証明するもの（マイナンバー、介護保険証、資格確認証等）

◆その他

施術券は、町が指定する次の施術者に限り利用できます。

- 千寿鍼灸院（平生町大字大野北29）
- 平生鍼灸院（平生町大字大野南97-16）

※施術券を紛失されても再発行できません。

※発効日が令和7年4月1日から令和8年3月31日の施術券は令和8年4月1日から利用できませんのでご注意ください。期限切れの施術券は健康保険課へ返還いただくか、ご自身で破棄してください。

◆問合せ先

町役場健康保険課 介護保険班（TEL：56-7115）

クロルピリホスを含む農薬の回収について

産業課 農林水産班

クロルピリホスとは、シロアリ駆除や農薬として広く使われていた殺虫剤の一種です。しかし、人間への健康被害が懸念されるため、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において、製造・使用等が原則禁止となりました。国内でも、今年の夏に関係法令が改正され、販売禁止農薬となる予定です。

これに伴い、アグロ カネショウ株式会社が対象となる農薬の自主回収を行っていますので、誤って使用することを防ぐため、ご自宅や倉庫などに対象の農薬が残っている場合は返品をお願いします。

◆対象となる農薬（すべて有効期限は切れていますので使用できません）

- ダーズバン剤（乳剤、粒剤、水和剤、くん煙剤など）
- レピスター水和剤
- 野菜ひろばC（クロルピリホス粒剤）

◆返品場所

当該農薬を購入した販売店を通じて、アグロ カネショウ株式会社へ返品をお願いします。

◆注意事項

対象となる農薬は、メーカーからの販売はすでに終了しており、有効期限内の製品は現在流通していないため、使用することはできません。

また、今後、販売禁止農薬に追加された後にこれらを使用することは、農薬取締法第24条に抵触しますのでご注意ください。

◆問合せ先

アグロ カネショウ株式会社 所沢事業所 マーケティング部
(TEL: 04-2003-7004 E-mail: AK_akpr@agrokanesho.jp)
町役場産業課 農林水産班 (TEL: 56-7117)

こども誰でも通園制度を実施します

町民福祉課 こども班

子どもの良質な成育環境を整備することを目的に、令和8年4月から「こども誰でも通園制度」を実施します。在宅子育て家庭の未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず保育所などに通うことができます。

◆対象

0歳6カ月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）で保育所などに通っていない子ども

◆利用時間

月10時間まで

◆料金

1時間につき300円

※利用する施設により、別におやつ代等の実費がかかる場合があります。

◆実施施設

ひらお保育園

佐賀保育園

◆実施日

施設の入受可能状況（空き状況）に応じて、定員に余裕がある範囲で実施します。

※月ごとに実施日が異なります。なお、定員に達した場合は入受できない場合があります。

◆実施時間

主に午前中の実施を予定しています。

【申込方法（利用手順）】

- ① 町へ「乳児等支援給付認定申請書」を提出します。
- ② 町の審査により利用認定を受けます。
- ③ 利用認定後、「こども誰でも通園制度総合支援システム」が利用可能となります。
- ④ 利用を希望する事業所で事前面談を行います。
- ⑤ 面談後、利用可能となった場合は、総合支援システムから利用予約を行います。
- ⑥ 施設を利用し、利用料をお支払いいただきます。

※申請方法や手続の詳細については、4月1日以降、ホームページでお知らせします。

◆問合せ先

町役場町民福祉課 こども班（TEL：25-1884）

次回発行日は令和8年4月24日（金）です